

行政の焦点



コロンブスがアメリカ大陸を発見し持ち帰ったもので、文明社会に大きな影響を与えたものは、梅毒とたばこであると言われています。

たばこが日本に持ち込まれたのは、鉄砲伝来の後、ポルトガルの宣教師によつてと言われています。江戸時代には、火災防止と奢侈（しゃし）禁止の観点から、相次ぐ喫煙禁止令にも拘らず、たばこは庶民の生活の中に普及していました。たばこは万病の靈薬とする愛煙家と有害を主張する嫌煙家の対立は、ヨーロッパ伝来から続いていましたが、今日、たば

この有害性は誰もが認めるところになつています。

平成4年7月1日に、労働省告示第59号「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」が示されました。この有害性は誰もが認めるところになつています。

平成4年7月1日に、労働省告示第59号「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」が示されました。この有害性は誰もが認めるところになつています。

受動喫煙の防止

感じられる等の状態がないことをいうこと△「必要に応じ」とは、たばこの煙または臭いに不快を感じている労働者がいる場合をいうこと△「喫煙対策としては、喫煙室や喫煙場所の設置、禁煙タイムの設定等があり、事業場の実態に応じて適切な対策がとられていること」と定められました。

これを受け、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」は、平成8年2月21日付け基発第75号で、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が示され、これにより、非喫煙者の受動喫煙防止対策がより具体的に推進されることになりました。

平成14年8月2日に健康増進法が成立し、第25条で「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること）を防止するための措置のうち「空気環境」での「屋内作業場では、空気維持管理するための措置

국내での受動喫煙防止対策の基礎整備が進んだことから、日本政府は平成16年に、世界保健機関（WHO）の「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（通称「たばこ規制枠組条約」）を批准し、同条約は平成17年に発効しました。

たばこ規制枠組条約の前文では、締約国は、公衆の健康を保護する自国の権利を優先させることを決意し、たばこの害の広がりが公衆の健康に深刻な影響を及ぼす世界的な問題であり、広範な国際協力が必要であることを認識し、特に、児童および青少年による喫煙およびたばこの消費が世界的規模で増大しており、喫煙の一層の低年齢化を

15年5月9日に改正され、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」は平成16年5月13日改正されました。

深く憂慮すると共に、危険な事態と受け止め、政策の決定および実施のすべての段階で女性の参加の必要性と性差に応じたたばこ規制のための戦略が必要なことに留意しなければならないとしています。

第3条（目的）では、この条約および議定書は、たばこの使用およびたばこの煙にさらされることの広がりを継続的かつ実質的に減少させるため、締約国が自國において、地域的および国際的に実施するたばこ規制の措置の枠組みを提供し、たばこの消費およびたばこの煙にさらされることによる影響から現在および将来の世代を保護することを目的としています。

同ガイドラインでは、たばこ煙にさらされることから保護するための効果的な対策としては、100%の無煙環境を作り出すため、特定の空間または環境から喫煙とたばこの煙を完全に排除しなければならず、たばこ煙にさらされることについては安全なレベルというものはなく、受動喫煙における毒性の閾値などの概念は、科学的証拠と矛盾

が科学的証拠に基づき明白に証明されていることを認識し、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の場所等で、たばこの煙にさらされることから保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を、国内法の権限の範囲内で採択及び実施し、積極的に促進することとしています。

また、平成19年の第2回締約国会議では、「たばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を満場一致で採択しています。

するため受け入れられないとしています。

* * *

について、専ら喫煙のために利用されることを目的とする室（当該室からた

です。

*

*

5月31日は、「世界禁煙デー」です。世界禁煙デーは、WHOが制定した禁煙を推進するための記念日です。

*

*

ばこの煙が漏れるおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に合致するものに限る）を除き、喫煙を禁止すること

するため受け入れられないとしています。

*

*

ばならないとするものでした（但し、飲食物の提供その他の役務の提供の事業であつて厚生労働省令で定めるものを行う事業者については、当分の間、適用しない）。

本年1月23日労働政策審議会に「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」で受動喫煙の防

止について諮問し、2月4日に、「おおむね妥当と認める」との答申を受けました。

国会で廃案となつた改正案は、措置を事業者に義務付けるものでしたが、今回の法律案要綱では、

通常国会で継続審議されましたが、同国会は会期せず、平成24年1月24日に召集された第180回

努力義務としています。

改正法案は、本年3月14日に、第186回通常

国会に提出され、審議中

法案は同国会では成立せず、平成24年1月24日に召集された第180回通常国会で継続審議されました。しかし、同国会は会期途中で衆議院解散となり、廃案となりました。

受動喫煙防止に係る法案の内容は、事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、屋内作業場に